

一般名処方加算について

当院では、ジェネリック医薬品（以下、後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

〈主な取り組み内容〉

1. 現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方せんを発行すること※）を行う場合があります。
2. 一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。
3. 一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の【商品名】ではなく、【有効成分】を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

【例】

※カロナール(商品名) → アセトアミノフェン(一般名)

処方せんが一般名で記載されることによって調剤薬局で後発医薬品を受け取ることができ、お薬代を安くすることができます。

令和7年4月

医療機関名：公立松任石川中央病院